

第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド 調達業務落札者決定基準

1. 基本的な考え方

委託候補者の選定に当たっては、鳥取及び岡山の両県（以下「両県」という。）にとって最適な事業者を選定するため、提案内容と価格の両面で評価する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

1.1 落札者決定方法

「内容評価点」と「価格評価点」の和を「総合点」とし、総合点の最も高いものを落札者とする。（予定価格などの制限の範囲内において、入札があったことが前提である。）なお、満点は、2400点とし、「内容評価点」と「価格評価点」の比率は、3：1とする。

ただし、内容評価点の項目評価点について、複数（2名以上）の審査員が0点と評価した場合は、失格とする。また、入札金額（移行費）が予定価格の110分の100に相当する金額を超えた場合は、失格とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合点} \\ \hline (2400\text{点満点}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{内容評価点} \\ \hline (1800\text{点満点}) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline (600\text{点満点}) \\ \hline \end{array}$$

1.2 有効数字

評価点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で切り捨てる。

1.3 総合点と同点の場合

総合点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）は以下のとおりとする。

- (1) 入札者それぞれの「内容評価点」、「価格評価点」が異なる場合、「内容評価点」が高い者を落札者とする。
- (2) 入札者それぞれの「内容評価点」、「価格評価点」が同じ場合、「入札金額」が低い者を落札者とする。なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

1.4 入札参加者が1者のみの場合

内容評価点が満点の30パーセント以上で、かつ予定価格の110分の100に相当する金額の範囲内で入札金額を提示した場合、落札候補者とする。

2. 内容評価点の算出方法

内容評価点は、提案内容に基づき、以下の考え方により、内容を評価する。

2.1 内容評価点の計算

内容評価点の計算は以下の式で行う。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{内容評価点} \\ \hline (1800\text{点満点}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各項目評価点} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各項目加重点} \\ \hline \end{array}$$

2.2 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は「0点」から「4点」までの5段階で評価する。

- ①非常に優れた提案は「4点」とする。
- ②優れた提案は「3点」とする。
- ③両県で想定していた提案であれば「2点」とする。
- ④両県で想定していた提案より劣るものは「1点」とする。
- ⑤要件を満たしていないものは「0点」とする。

2.3 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて項目加重点を項目ごとに設定する。

2.4 評価項目（大分類）及び配点

評価項目（大分類）及び配点は、表1のとおりとする。評価点を記入する項目単位で、複数（2名以上）の審査員が「0点」とした場合は、その評価項目（大分類）を「0点」とする。（ただし、入札説明書（様式11）仕様項目対応表の「5その他要件」を除く。）

表1：評価項目（大分類）及び配点

評価項目 (大分類)	内容	配点
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・総務省要件、及び本業務の目的、両県の基本的方針、ネットワーク構成等を理解した上で、本業務の基本方針、基本的な考え方が具体的に記載されているか。・共同調達に係る考え方が両県の施策に合致しているか。	160
作業等要件	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトの体制や移行計画等が具体的かつ適切か。・移行支援や移行後確認作業等の役割範囲等が具体的かつ適切か。・各団体の負荷が軽減される内容か。	280
セキュリティ対策機能要件	<ul style="list-style-type: none">・インターネット通信の監視に係る機能要件を満たしており、具体的かつ適切か。・インシデントの予防に係る機能要件を満たしており、具体的かつ適切か。	760
運用保守業務要件	<ul style="list-style-type: none">・運用保守業務の実施体制や両県、各県内市町村及び受託者の役割が具体的かつ適切であるか。・保守運用業務に従事する担当者が情報セキュリティに関する適切な資格を有しているか。・各担当者の業務要件が具体的かつ適切か。・成果物の内容が具体的かつ適切か。	280
その他要件	<ul style="list-style-type: none">・機密保持の考え方が具体的かつ適切であるか。・同等規模のセキュリティ監視サービス（自治体情報セキュリティクラウド等）の構築運用実績を有するか。・仕様書にない提案、仕様書の内容よりも優れた提案が具体的かつ適切で、両県にとって有益な提案となっているか。	320
合計		1800

3. 価格評価点の算出方法

価格評価点は、以下の考え方により、価格を評価する。(1)と(2)の単純な和とする。

(1) 移行費 (令和8年度)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{価格評価点} \\ \text{(200点満点)} \end{array}} = \boxed{\frac{200\text{点}}{}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{入札金額} \\ \hline \text{予定価格の110分の} \\ \text{100に相当する金額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{見積金額} \\ \hline \text{見積上限価格} \end{array}}} \right)$$

※本業務は、総合評価一般競争入札であるため、入札金額が予定価格の110分の100に相当する金額を超えた場合は、失格となる。

(2) 利用料 (単年度)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{価格評価点} \\ \text{(400点満点)} \end{array}} = \boxed{\frac{400\text{点}}{}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{見積金額} \\ \hline \text{見積上限価格} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{見積金額} \\ \hline \text{見積上限価格} \end{array}}} \right)$$